

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の必要性を示す情報として、「施工管理の不備等による事故が発生している」と記載していますが、解体工事の際、施工管理の不備等が原因で発生した事故の数を御教示ください。

○ 国土交通省の説明

解体工事における事故として、平成10年以降で10件（報道があったもの）確認している。

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「許可申請業者における解体工事業に係る許可申請手数料（1件につき5万円）」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、「解体工事業」を新設することによって新たに必要となる資格の取得に係る費用及び新たに配置される技術者に係る講習の受講料が生じると考えられる。

○ 国土交通省の説明

「解体工事業」の新設に伴う技術者資格等の具体的な内容については現在検討中であり、また、監理技術者講習については、全ての者に受講が義務付けられるものではなく、義務付け対象となる場合でも、受講料は高額とはならず限定的である。

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

「代替案については・・・解体工事に係る技術者が配置されない」と記載しているが、代替案の設定欄の記載では、解体工事に係る技術者の配置義務は不要としているように読み取れるにもかかわらず、本欄では配置されないことが問題であるかのような記載となっており、論旨が不明である。

○ 国土交通省の説明

本評価書における代替案は、解体工事の適正な施工を確保するための専門技術者の配置義務以外の手段として、個別の解体工事ごとに建設業者に届出義務を課すことを設定したもの。

従来どおり、「とび・土工事業」に係る許可で解体工事を行う場合でも各解体工事現場に「主任技術者」又は「監理技術者」は配置されるが、これらの技術者は、許可業種としては「とび・土工事業」であり、当該業種の「主任技術者」又は「監理技術者」の要件（実務経験、国家資格、講習等）では、解体工事を行うに当たって必要とされる専門性が不十分な場合があり、代替案では、解体工事の適正な施工の確保を十分に図ることができないと評価している。このため、「解体工事業」を新設することにより、対応する専門性を高めるための措置（資格や実務経験に関する要件の整備等）が講じられることから、より専門性の高い技術者が確保されると考えられる。

また、配置義務によると、各解体工事現場に専門の技術者が配置され、専門的知見に基づき工事の実施がなされ、適切性が確保されると見込まれるところ、届出制においては、業者が自主的に専門の技術者を配置したり、行政庁がその施工状況を把握し、問題がある場合には改善を求める等により、一定程度の改善効果が見込まれるものの、全ての工事についてそれらの取組が行われるとは限らず、専門の技術者を配置するのに比べるとその効果が限定的なものになると思われる。